

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

12月19日付で吉原経夫君から12月10日の一般質問における発言について、お手元に配付のとおり発言取消申出書が提出されました。

お諮りします。

発言取消申出書についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

発言取消申出書についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にいたします。

ここで吉原経夫君より申し出理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

平成30年12月10日の一般質問でございます。私の発言のうち民間保育所運営費補助金交付に係る質問の中で、1つ目は民間保育所運営費補助金交付要綱の一部改正の決裁にかかわる職員の個人名と異動先の発言をしました。2つ目は借地料の関係で借地のもとの所有者の個人名を発言しました。この2つに関して関係行政の皆様また議会議員の皆様などに多大なご迷惑をおかけいたしましたので、この部分に関して謝罪をさせていただくとともに会議規則第64条の規定によって議会において発言の取り消しを許可していただくようお願いいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

私の方から申し上げます。

職員が不適切な事務を行ったとして個人名を挙げたわけではないということによろしいでしょうか。

○7番（吉原経夫君）

はい。

○議長（横井良隆君）

ここで地方自治法第117条の規定により吉原経夫君の退場を求めます。

[吉原経夫君 退場]

○議長（横井良隆君）

吉原経夫君から12月10日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により発言を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、吉原経夫君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

ここで吉原経夫君の入場を認めます。

[吉原経夫君 入場]

○議長（横井良隆君）

吉原経夫君に申し上げます。

12月19日付で申し出のありました発言の取り消しについては、申し出のとおりこれを許可いたします。

日程第1、議案第44号大治町母子・父子家庭医療費支給条例及び大治町遺児手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第44号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

おはようございます。6番後藤田麻美子です。

福祉建設常任委員会は、12月14日午前10時より開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第44号大治町母子・父子家庭医療費支給条例及び大治町遺児手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

児童手当法の改正に伴った提案であるが、安定と自立につながるのかとの問いに対しまして、これまで年3回支給であったものを6回支給にすることによりひとり親家庭の生活安定を図るというもので、国が6回に変え、県が6回に変えた経緯があり、本町においても6回に支給回数をふやして生活の自立の安定の促進を図る観点で提案したものであるとの答弁でありました。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第45号平成30年度大治町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第45号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○総務教育常任委員長（林 健児君）

3番林 健児でございます。

総務教育常任委員会は、12月13日午前10時より開会をいたしました。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第45号平成30年度大治町一般会計補正予算（第4号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回、基金に積み立てをするが、これによって財政調整基金は幾らになるのかとの問いに対しまして、年度末の時点で19億8905万9804円となる予定ですとの答弁でした。

また、南小学校の非常放送設備取替工事の予算が上がっているが、現在は使えないのか。また、いつ故障したのかとの問いに、10月末ぐらいに不具合が起き、放送設備は使えないが火災報知器は使用できるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第45号平成30年度大治町一般会計補正予算（第4号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

電位治療器を3台購入する理由はとの問いに対しまして、今回の寄附の目的として高齢者福祉事業、介護福祉事業に充てていただきたいということで施設内の利用状況などを聞き、電位治療器は人気があり今回購入するに至った経緯があるとの答弁でした。

また、子ども・子育て支援事業計画委託料の内容はとの問いに対しまして、計画の策定に当たりアンケート調査票を今年度作成するもので、どれぐらいの施設の利用を希望するのかを調査し、どれぐらいその施設が必要なのか、確保しなければならないかを定めていこうというものでアンケート調査を実施する考えであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第45号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第46号平成30年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第46号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第46号平成30年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

平成29年度の繰越金を全て準備基金に積み立てる提案をした理由はとの問いに対しまして、前年度繰越金は主に保険給付費の財源としている。今年度より国保は愛知県と市町村の共同運営となったため、保険給付費は全額県から交付される。今年度より資産割、一般会計からのその他繰り入れを段階的に廃止するという事で税率の見直しも今後出てくる。そんな中で急激な税率改正の伸びを抑える緩和策の財源と考えて余剰金の範囲内で基金に積むとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。  
これから議案第46号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第46号は可決されました。

日程第4、議案第47号平成30年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第47号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第47号平成30年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

介護予防プラン作成委託料の内容はとの問いに対しまして、対象が要支援者で要支援者がサービスを受ける際にプランを作成するものとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。  
これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第48号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第48号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第48号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第49号大治町道路線の認定についてを議題といたします。

議案第49号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

6番後藤田麻美子君、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（後藤田麻美子君）

議案第49号大治町道路線の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容をご報告申し上げます。

今回寄附された道路面がツートンカラーになっているがなぜかとの問いに対しまして、若干舗装の仕上がり方が悪かったので都市計画法第32条の協議の中で補修をさせたとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、同意議案第4号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第4号監査委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を大治町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。平成30年12月5日提出、大治町長。

この案を提出するのは、住田昭敏委員の任期が平成31年3月31日に満了することに伴い、引き続き住田昭敏氏を監査委員に選任するものでございます。よろしく願います。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております同意議案第4号は、委員会の付託を省略することに決定

いたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第4号を採決いたします。

同意議案第4号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第4号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8、議案第50号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第50号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成30年12月21日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の国家公務員に準じ、議会の議員等の期末手当の割合を改定するためでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この条例改正でございますが、これは大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正と、大治町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正と、教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正、この3つをくくった条例改正でございます。内容的に何も問題があるものではございませんが、ただ1点、条例の名称ですね、それが一番前に大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等、「等」ということでなっております。以前もこういう提案をされておられますが、こういう名称をつけた、もともと前からだとは思いますがそこら辺の条例の名称について1点、なぜそうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

それでは題名でございますが、まず「等」を使うというものにつきましては、この条例改正の手法の話になりますが、3つ以上のものをまとめてやる場合は「等」を使うというものでございます。また、名前に大治町議会の議員の報酬条例を使いましたのは、例規集を見ていただきますとこの順番ということで1番目にあるものを頭にして、その後は「等」というような表現にさせていただいております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第50号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第50号は可決されました。

日程第9、議案第51号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第51号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成30年12月21日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。よろしくお願いたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今回の町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。例年ですと期末手当、勤勉手当だけでございますが、今回宿日直手当、これも人事院勧告に伴うものでございますが、こちら宿日直手当は何年ぶりに改正されているのか。私が議員になってからこの宿日直手当の改正というのはなかったように記憶しておりますが、そこら辺どうでし

ようか。

○総務課長（大西英樹君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務課長、どうぞ。

○総務課長（大西英樹君）

宿日直手当につきましては、平成12年に改正されたという状況でございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第51号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第51号は可決されました。

日程第10、議案第52号平成30年度大治町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第52号平成30年度大治町一般会計補正予算。

平成30年度大治町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ232万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億6659万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月21日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、人事院勧告に基づく給与の改定により人件費等を増額し、この財源として財政調整基金繰入金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第52号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第52号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第52号は可決されました。

日程第11、議案第53号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第53号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成30年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3543万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月21日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、人事院勧告に基づく給与の改定により人件費を増額し、この財源として一般会計繰入金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第53号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第53号は委員会の付託を省略することに決定をい

たしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第53号は可決されました。

日程第12、発議第11号高すぎる国民健康保険料（税）を引き下げのために、国庫負担のさらなる増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

発議第11号高すぎる国民健康保険料（税）を引き下げのために、国庫負担のさらなる増額を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成30年12月5日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書を提出するに当たっての理由でございます。国保料、国保税が高いということで全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体でも国庫負担をふやしてほしいという要望が出ております。特に国保料、国保税が高い部分はいわゆる応益割の部分でございます。その部分をやっぱり減らしていく、なくしていく。そのためには法律の規定で均等割、これを必ず徴収することになっておりますのでこの均等割を徴収することを規定した国民健康保険法施行令を改正するというところでございます。それ以外にも何点かございますが、まず国が政府がもっと国民健康保険税、保険料を下げるために国庫負担をふやしてほしいというのが趣旨でございます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、発議第11号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。ただいま議題となっています、発議第11号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決いたします。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 1名]

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第11号は否決されました。

日程第13、発議第12号教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

発議第12号教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。平成30年12月5日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書を提出する理由でございますが、やっぱり教職員、非常に長時間労働であると。それが今の非常に社会問題になっております。教員の授業の持ち時間が多いということで教員の授業の持ち時間の上限を定め、教員の定数もふやしていく。そのための

財政措置も政府で行っていただくということなど、また、残業代の適用除外を規定している法律がございます。この法律を廃止してきちっと残業代を支払うようにすれば結局労働時間の管理というのもきちっとできるようになっていくということなどでございます。意見書を採択していただくようよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。  
質疑のある方、どうぞ。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君。

○2番（松本英隆君）

ちょっと1点お聞きしたいんですが、今、各クラスに担任の先生がおみえになります。その担任の先生を三、四人にふやせということなんですかね。ちょっと1点お聞きしたいです。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

結局、担任の先生をふやすということではなくて授業の持ち時間、それは決まっております、今。それは持ち時間を減らせば当然その分教員が必要になってくる。そういうふうでふやしてほしい。担任は1人です。ただ、そうしたら当然副担任とかそういう教員もふえれば副担任とかそういう方もふえていくということでございます。だから、授業の持ち時間が例えば1週間20時間を16時間とかに減らしていけば、その分授業数は一緒なので教員が必要になってくる。その分定数もふやしてもらおうと。教員がふえれば担任だけじゃなくて担任につかない方もふえるからそういう方が副担任とかいろいろやられるという趣旨でございます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。  
お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第12号は会議規則第39条第3項の規定により委員

会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第12号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第12号を採決いたします。

発議第12号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第12号は否決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで議長から申し上げます。

お手元に配付のとおり12月20日付で町長より議長宛てに、平成30年12月定例大治町議会一般質問における吉原経夫議員の発言についての文書が提出されました。

内容は、発言の撤回と発言により損なわれた町政に対する信頼を回復させ、今後二度とこのような発言がなくなるよう強く求めるというものであります。このような文書が町長より提出されたことの重大さを本議会として厳粛に受けとめ、今後の議員活動に生かされることを切に望みます。

次回が私たち議員の任期最後の定例会となります。大治町議会は議員みずから議会基本条例を制定いたしました。公平かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念としています。議会の最高規範である議会基本条例に基づいた発言をお願い申し上げます。

以上で平成30年12月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 浅 里 周 平

署名議員 織 田 八 茂